

## 資料7

### ○沖縄県職業能力開発審議会設置条例

#### (設置)

**第1条** 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項の規定に基づき、沖縄県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (担任する事務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じ、沖縄県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。

#### (組織及び任命)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員のうち、労働者を代表する委員及び事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

#### (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

**第5条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が学識経験のある者である委員のうちから選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (特別委員)

**第7条** 審議会に、委員のほか、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 特別委員は、議決に加わることができない。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

(補則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

○沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

(設置)

**第1条** 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 職業能力開発校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
沖縄県立具志川職業能力開発校	うるま市字兼箇段1945番地
沖縄県立浦添職業能力開発校	浦添市字大平531番地

2 前項の職業能力開発校に、分校を置くことができる。

(訓練科等)

**第3条** 職業能力開発校の訓練科、入校者の定員及び訓練期間は、規則で定める。

○職業能力開発促進法（抜粋）

(職業能力開発基本計画)

**第五条** 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

- 3 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。
- 5 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県職業能力開発計画等)

- 第七条** 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
  - 5 第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。

#### (国及び都道府県の行う職業訓練等)

- 第十五条の七** 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で

定めるもの)については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- 一 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)
  - 二 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。以下同じ。)
  - 三 職業能力開発大学校(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)
  - 四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)
  - 五 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)
- 2 国及び都道府県が設置する前項各号に掲げる施設は、当該各号に規定する職業訓練を行うほか、事業主、労働者その他の関係者に対し、第十五条の二第一項第三号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる援助を行うように努めなければならない。
  - 3 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項及び第十六条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。)を設置する場合には、当該指定都市を、市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、国にあつては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参照して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによって行うことができる。
  - 4 公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項に規定する援助(指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び市町村が設置する職業能力開発校に係るもの除去。)を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 開発途上にある海外の地域において事業を行う者に当該地域において雇用されている者の訓練を担当する者になろうとする者又は現に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(公共職業能力開発施設)

**第十六条** 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。
- 3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。
- 4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。
- 5 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

(都道府県に置く審議会等)

**第九十一条** 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

○沖縄県職業能力開発審議会運営要領

(趣旨)

第1条 沖縄県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、沖縄県職業能力開発審議会設置条例（昭和47年9月9日条例第114号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、会長が欠けたときは、知事が招集に係る職務を行う。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

### (資料提出その他の協力)

第3条 会長は、適當と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (諮問、答申及び勧告)

第4条 審議会に対する諮問は、沖縄県知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が沖縄県知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

### (会議の公開)

第5条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、商工労働部労働政策課長に委任する。

### (議事録の作成、公開)

第6条 審議会においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席委員名
- (4) 議事の概要
- (5) 会議の公開・非公開の別
- (6) 非公開とした場合は、その理由

2 議事録は、第5条第1項各号の規定により非公開とする場合を除き、公開する。

3 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

### (公開の方法等)

第7条 審議会の会議の公開は、審議会が傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議における秩序の維持のため、傍聴に係る手続及び遵守事項等について、別紙「沖縄県職業能力開発審議会傍聴要領」(以下「傍聴要領」という。)を定める。

3 傍聴を認める定員の決定については、商工労働部労働政策課長に委任する。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

この要領は、令和7年8月29日から施行する。

## ○沖縄県職業能力開発審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (4) 今回の会議の傍聴定員は5名です。なお、報道機関については定員に含めません。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (3) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切ること。
- (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。